

株式会社東京証券取引所

- (注2) 猶予期間内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなった場合又は同社が猶予期間内に新規上場審査基準に準じた基準による審査を申請し、当該基準に適合すると認められた場合には、同社株式の上場が継続されることとなります。

3. 利益計上基準

- (1) 猶予期間 2021年1月1日(金)から2022年12月31日(土)まで

- (2) 理由 本日同社が提出した有価証券報告書等において、同社の上場申請事業年度の営業利益の額が負であり、かつ同社の上場後9事業年度(2012年12月期から2020年12月期まで)における営業利益の額が負であることが確認されたため(有価証券上場規程第604条の4第1項第3号)

- (注1) 有価証券上場規程2020年2月7日付改正付則第5項の規定により、上場廃止に係る猶予期間は2年間となっています。

- (注2) 猶予期間内に営業利益の額が負でなくなった場合又は同社が猶予期間内に新規上場審査基準に準じた基準による審査を申請し、当該基準に適合すると認められた場合には、同社株式の上場が継続されることとなります。

以 上